

○ 災害時におけるアスベスト対策について実効性のあるものとするため、国及び地方公共団体の取組状況を調査し、国の支援策を検討

- アスベスト（石綿）は、平成18年9月に製造・使用が禁止されるまで、多くの建築物等に使用されており、災害時には、石綿使用建築物等が倒壊・損壊することによりアスベストが外部に露出し、適切な飛散防止措置を講ずることができない場合、平常時以上にアスベストの飛散・ばく露の可能性が高まることが懸念される。
- 災害時のアスベスト対策について、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、令和7年7月最終修正）では、「建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」とされており、環境省は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月、令和5年4月最終改定）を策定し、地方公共団体に周知している。
- 同マニュアルでは、地方公共団体は、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報について、所管部署と連携して共有・整理し、情報共有するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備等を検討しておくことが望ましいとされており、災害時だけではなく、平常時の備えに関する取組事項が示されている。
- 東北地方でも、東日本大震災のほか、想定を超える大規模な水害等も発生していることから、平常時における情報共有や災害時の体制整備などの備えが重要である。

主な調査項目

- 平常時における石綿使用建築物等の把握、共有状況
 - ✓ アスベスト調査台帳等の既存資料の共有・活用状況
- 災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備状況
 - ✓ 石綿露出状況等の確認調査の実施手順や実施体制の検討状況、関係部局等との連携体制の構築状況等
 - ✓ 地方公共団体への国による支援状況

調査対象機関

- | | |
|-------------|-------------|
| ■ 調査対象機関 | ■ 関連調査等対象機関 |
| ・ 東北地方環境事務所 | ・ 県、市 |
| ・ 宮城労働局 | ・ 関係団体等 |

(連絡先)
東北管区行政評価局 評価監視部第4評価監視官室（下田、亀山）
電話：022-262-9249（直通）